

# 第1章

## 計画の策定に当たって



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景

国では、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の抱える福祉ニーズが複雑化・複合化していることに対応するため、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年（2016年）6月に閣議決定）において、すべての人が地域で支え合い、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を理念として掲げました。

これを受け、同年7月に厚生労働省が設置した「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」では、地域共生社会の実現のためには、すべての住民を対象とする包括的な相談支援体制が必要であると示されました。

法改正の面では、平成29年（2017年）6月に公布された改正社会福祉法において、市町村が「包括的な支援体制<sup>\*</sup>」づくりに努めることが規定され、さらに令和3年（2021年）4月に施行された改正社会福祉法では、包括的な支援体制を構築するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

山形市ではこれらの動向を踏まえ、国のモデル事業の実施を経て、令和4年度（2022年度）から、介護、障がい、こども、生活困窮といった分野ごとの相談支援体制では対応が困難な「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に応える包括的な支援体制を構築する、「重層的支援体制整備事業」を開始しました。その中で、支援関係機関が協働して包括的な支援体制を構築することを目的とした「福祉まるごと支援事業」と、地域の様々な相談を受け止め地域づくりを推進する「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を実施しています。

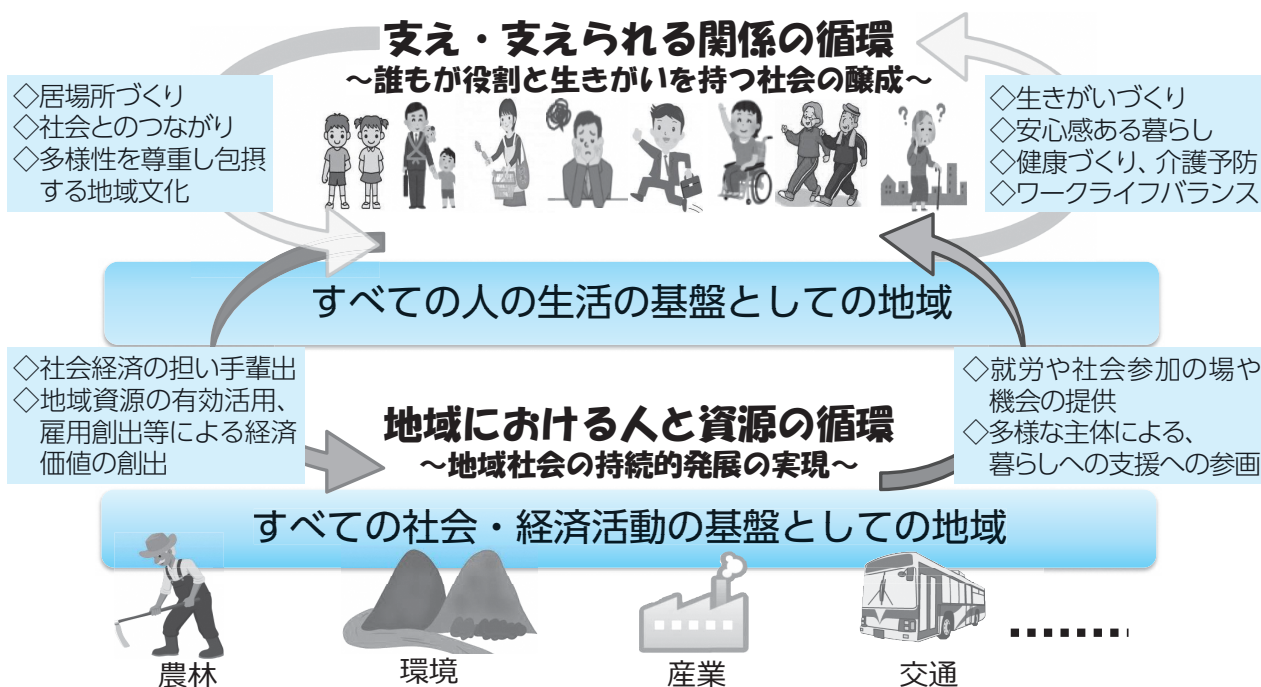
昨今、人口減少や単身高齢者世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、住民が抱える地域生活課題は一層複雑化・複合化しています。見守りや生活支援を必要とする単身高齢者の増加、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」、子育てと親の介護を同時に抱える「ダブルケア<sup>\*</sup>」といった従来の課題に加え、本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などをこどもや若者が日常的に行う「ヤングケアラー<sup>\*</sup>」、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援等が求められています。さらに、コロナ禍を経て、地域や職場、学校におけるつながりが希薄化したことで、ひきこもりや孤独・孤立の問題が深刻化し、単一の分野だけでは解決が難しい課題が生じています。

これらの情勢を踏まえ、これまで山形市が進めてきた「我が事・丸ごと」の地域づくりをさらに推進します。地域の多様な主体が参画し、誰もが生きがいを持てる「地域共生社会」の実現を目指して、本計画を策定します。

また、地域住民の複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、「山形市重層的支援体制整備事業実施計画」を併せて策定します。これにより施策を一体的に展開し、包括的な支援体制の整備を推進します。

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



(資料：厚生労働省)

## 2 計画の趣旨

### (1) 法的な位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する行政計画です。

同法同条に掲げる5つの事項を一体的に定め、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等の方向性を示し、山形市の地域福祉を総合的に推進することを目的としています。

### (2) 上位計画・関連計画等との関係

本計画は、山形市の基本計画である「山形市発展計画2030<sup>\*</sup>」を上位計画とし、地域福祉を推進するために策定するものです。平成30年(2018年)4月に施行された社会福祉法の改正により、市町村が策定する地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載することが示されました。これを受け、本計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画として位置付けます。

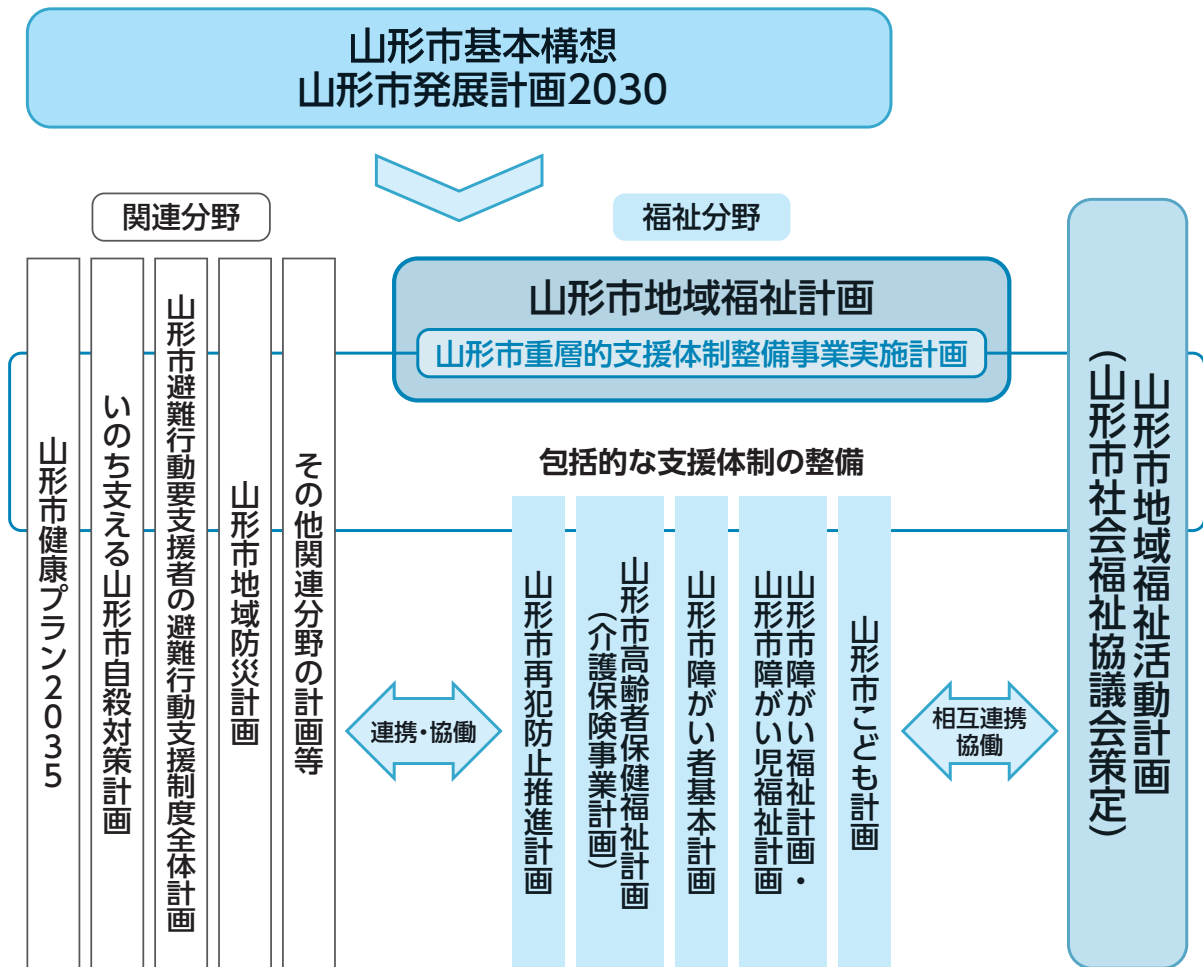
「山形市再犯防止推進計画」、「山形市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」、「山形市障がい者基本計画」、「山形市障がい福祉計画」・「山形市障がい児福祉計画」、「山形市こども計画<sup>\*</sup>」

と調和を図るとともに、その他の関連計画との整合性や関連性を保ちながら、地域福祉を総合的に推進していきます。

### (3) 「山形市地域福祉活動計画」との関連性

地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画であり、山形市社会福祉協議会\*が中心となり策定する「山形市地域福祉活動計画\*」と相互に連携を図り、協働することで、一体的に地域福祉の充実を目指します。

#### 【体系図】



### 3 計画の対象

本計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍といった属性や世代に関係なく、全ての市民を対象とします。そして全ての市民が協力し合い、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

### 4 計画期間

本計画は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

### 5 計画の策定体制

#### (1) 市役所内組織

地域福祉に関連する関係課等で構成するワーキンググループや関係課長会議及び関係部長会議を実施しました。

#### (2) 山形市社会福祉協議会

山形市社会福祉協議会が策定する「山形市第6次地域福祉活動計画」との整合性を図るため、計画策定にかかる関係課等ワーキンググループにてオブザーバーとして意見をいただきました。

#### (3) 山形市社会福祉審議会\*

本計画の策定にあたり、山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会\*委員より、「第3次山形市地域福祉計画」の最終評価をもとに意見をいただきました。

### 6 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年（2030年）までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットが設定されています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、地域共生社会の実現とも深く関わっています。本計画における関連目標は次の通りです。

